

○香川県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令

平成 26 年 9 月 16 日
警察本部訓令第 21 号

改正 令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 2 年 3 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号、令和 4 年 3 月 22 日本部訓令第 4 号

香川県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令を次のように定める。

香川県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び職員の任用に関する規則（昭和 32 年香川県人事委員会規則第 7 号）に定めるもののほか、香川県警察職員のうち条件付採用期間中の職員（以下「職員」という。）の免職及び降任（以下「免職等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(免職等の事由)

第 2 条 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を免職し、又は降任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合であって、引き続き任用しておくことが適当でないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合であって、引き続き任用しておくことが適当でないとき。
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合であって、引き続き任用しておくことが適当でないとき。

(所属長による申立て等)

第 3 条 香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、所属の職員が前条各号に掲げる事由（以下「免職等の事由」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実を調査しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による調査の結果、免職等の処分を行う必要があると認めるときは、別記様式第 1 号の免職等処分申立書に次に掲げる書類を添えて、香川県警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して警察本部長に申し立てなければならない。

- (1) 別記様式第 2 号の身上調査書
- (2) 免職等の処分を行う必要があると認める職員（以下「被申立者」という。）の聴取書（被申立者から録取できないときは、その理由を記載した書面）又はてん末書
- (3) 関係者の聴取書又は陳述書
- (4) 申立てに係る免職等の事由が前条第 2 号に掲げるものであるときは、警察本部長の指定する医師 2 人の診断書又はその故障の状態を証明し、若しくは認定するに足る資料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

(首席監察官等による通報)

第 4 条 香川県警察本部警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）は、職員が免職等の事由のいずれかに該当すると認めるときは、警務課長に対し、その旨を通報するものとする。

2 香川県警察本部警務部厚生課長は、職員（香川県警察本部警務部厚生課の職員を除く。）が第 2 条第 2 号に該当すると認めるときは、警務課長に対し、その旨を通報するものとする。

(警務課長による申立て等)

第 5 条 警務課長は、職員が免職等の事由のいずれかに該当すると認めるとき、又は前条各項の規定による通報を受けたときは、直ちに事実を調査しなければならない。

2 警務課長は、前項の規定による調査の結果、免職等の処分を行う必要があると認めるときは、免職等処分申立書に第 3 条第 2 項各号に掲げる書類を添えて、警察本部長に申し立てなければならない。

(委員会の設置)

第6条 警察本部長の諮問に応じ、免職等の処分の要否、種類及び程度に関する審査を行うため、警察本部に条件付採用職員免職等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、香川県警察本部警務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（1）警察本部の部長（香川県警察本部警務部長を除く。）

（2）首席監察官

（3）警務課長

（委員長等の職務）

第8条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第9条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

2 委員会は、委員の半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会の庶務）

第10条 委員会の庶務は、香川県警察本部警務部警務課において処理する。

（委員会への諮問）

第11条 警察本部長は、第3条第2項又は第5条第2項の規定による申立てを受けた場合において、委員会の審査に付する必要があると認めるときは、別記様式第3号の条件付採用職員免職等審査委員会諮問書に第3条第2項各号に掲げる書類を添えて、委員会に対し諮問するものとする。

（勤務に関する指示等）

第12条 警察本部長は、必要があると認めるときは、被申立者の勤務に関して所要の指示をし、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年香川県条例第28号）第2条に規定する支給品又は同条例第5条に規定する貸与品の返納を命じることができる。

（委員会の審査）

第13条 委員会は、警察本部長から諮問を受けたときは、速やかに審査を行わなければならない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。この場合において、委員会が必要と認めて被申立者その他関係者に口頭審査への出席を求めたときには、口頭審査を併せて行うことができる。

3 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

4 委員長は、委員会の会議の開催に支障があるとき、又は委員会の会議を開催する必要がないと認めるときは、持ち回り審査に付することができる。この場合において、その決定の方法は、第9条第3項の規定を準用する。

（除斥）

第14条 委員長及び委員は、被申立者が親族であるとき、又は口頭審査において第3条第2項若しくは第5条第2項の規定による申立てに係る事由に関係する証人（以下「証人」という。）となったときは、当該審査に参加することができない。

2 警務課長は、第5条第2項の規定による申立てをしたときは、当該審査に参加することができない。

（回避）

第15条 委員長及び委員は、審査に参加することが適当でないとき、その理由を明示して当該審査を回避することができる。

（委員会の答申等）

第16条 委員会は、審査を終了したときは、その結果について別記様式第4号の答申書により警察本部長に答申するものとする。

2 前項の規定による答申を受けた警察本部長は、当該答申を踏まえ、免職等の処分の要否、種類及び程度を決定するものとする。

3 前項の場合において、警察本部長は、免職等の処分を行わない旨の決定をしたときは、速やかに、所属長を経由して、被申立者に当該決定を通知するものとする。

(免職等の処分の決定)

第 17 条 警察本部長は、前条第 1 項の答申を受けて免職等の処分の必要があると認めるときは、その処分を行うものとする。

(免職の予告)

第 18 条 警察本部長は、免職の処分が行われることとなった被申立者に対する当該免職の予告は、別記様式第 5 号の免職予告通知書を交付して行うものとする。ただし、当該被申立者の所在を知ることができない場合は、この限りでない。

(免職等の処分の手続)

第 19 条 警察本部長は、免職等の処分を行うときは、その処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）に対し、人事記録に関する規則（昭和 27 年香川県人事委員会規則第 5 号）第 6 条第 1 項に規定する人事異動通知書及び別記様式第 6 号の処分理由説明書（以下「人事異動通知書等」という。）を交付して行うものとする。この場合において、被処分者が人事異動通知書等の受領を拒んだときは、その時に交付があったものとみなす。

2 前項の交付に際し、被処分者の所在を知ることができない場合は、その内容を公示するものとし、公示した日から 2 週間を経過したときに人事異動通知書等の交付があったものとみなす。

(免職等処分簿)

第 20 条 警務課長は、免職等の処分が行われたときは、その都度別記様式第 7 号の免職等処分簿に所要事項を記入し、整理保存しなければならない。

(補則)

第 21 条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 13 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号）

1 この訓令は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 22 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式 省略)